

**あきる野市
高齢者在宅サービスセンター
指定管理者募集要項**

平成19年9月

あきる野市

目 次

1	対象となる公の施設	1
2	指定期間	1
3	指定管理者が行う業務	1
4	事業実施及び維持管理等に係る経費	2
5	管理運営及び業務執行上の基本的条件	3
6	応募資格	4
7	応募方法	4
8	指定管理者の選定	5
9	管理協定	6
10	注意事項	6
11	問い合わせ先	7

別紙 1	提出書類一覧
別紙 2	説明会等参加申込書
別紙 3	あきる野市高齢者在宅サービスセンター指定管理者指定申請書
別紙 4	応募者連絡先

別添	図面 1	菖野センター
	図面 2	開戸センター
	図面 3	五日市センター

別添	あきる野市高齢者在宅サービスセンター施設概要
----	------------------------

添付資料	1	あきる野市高齢者在宅サービスセンターの設置及び管理に関する条例
	2	あきる野市高齢者生きがい活動支援通所事業実施要綱

あきる野市高齢者在宅サービスセンター指定管理者募集要項

あきる野市高齢者在宅サービスセンター（以下「センター」という。）の設置目的に沿った管理運営を効果的・効率的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及びあきる野市高齢者在宅サービスセンターの設置及び管理に関する条例（平成7年条例第81号。以下「条例」という。）の規定により、センターの管理運営に関する業務を行う指定管理者を募集します。

1 対象となる公の施設

(1) 施設の目的

老人福祉法（昭和38年法律第133号）第4条の規定に基づき、老人福祉の増進を図ることを目的としています。

(2) 施設の名称、所在地、規模、構造

ア 萩野センター

(ア) 名称	萩野センター
(イ) 所在地	あきる野市雨間533番地1
(ウ) 規模	敷地面積 540.74㎡ 総床面積 367.67㎡
(エ) 構造	鉄筋コンクリート造 2階建

イ 開戸センター

(ア) 名称	開戸センター
(イ) 所在地	あきる野市淵上332番地1
(ウ) 規模	敷地面積 604.82㎡ 総床面積 362.04㎡
(エ) 構造	鉄骨コンクリート造 2階建

ウ 五日市センター

(ア) 名称	五日市センター
(イ) 所在地	あきる野市館谷台17番地
(ウ) 規模	敷地面積 1,892.26㎡ 総床面積 532.29㎡
(エ) 構造	鉄筋コンクリート造 1階建

※ 施設概要及び各施設の図面については、別添のとおりとします。

施設概要及び図面については、一部現況と異なる場合がありますので、施設見学会の際に確認してください。

2 指定期間 平成20年4月1日から平成25年3月31日まで

3 指定管理者が行う業務

(1) センターの管理運営に関する業務

ア 高齢者生きがい活動支援通所事業

- イ 介護保険法に基づく通所介護サービス（五日市センターのみ）
- ウ 一般高齢者自立支援事業
- エ 地域支援事業による介護予防事業への協力
- オ 施設及び設備等の有効利用に関する事業
- カ その他市長が特に認めた事業

※ 介護保険制度の改正等により、業務内容等が変更になる場合があります。

- (2) 施設及び設備等の維持管理及び修繕に関する業務
 - ア 屋内・屋外施設（植木等のせん定を含む。）、附帯設備及び物品の保守、維持管理及び修繕に関すること。ただし、大規模修繕は除きます。
 - イ その他施設等の管理に関すること。
- (3) 地域高齢福祉の増進に関する業務
 - 地域における高齢者福祉の拠点としての活動を行うこと。
- (4) 管理運営準備業務
 - ア 各種届出等
 - 老人福祉法、介護保険法、消防法、その他管理運営に必要な関係機関への届出業務
 - イ その他
 - 管理運営準備にかかわる経費（公共料金を含む。）については、指定管理者の負担とします。

4 事業実施及び維持管理等に係る経費

- (1) センターの事業実施に要する経費
 - 市長の承認をあらかじめ得て定められた利用料金及び指定管理料等により、事業実施を行うこととなります。
 - ア 高齢者生きがい活動支援通所事業に関するもの
 - あきる野市高齢者生きがい活動支援通所事業実施要綱に定める利用料金及び指定管理料とします。
 - イ 通所介護サービスに関するもの
 - 介護給付費、利用者の利用料金とします。
 - ウ その他の事業に関するもの
 - 利用料金及び指定管理料とします。
- (2) 地域支援事業による介護予防事業への協力
 - 本市から支出される委託料をもって業務を行うものとします。
- (3) センターの維持管理等に係る経費
 - 本市が定める指定管理料
- (4) その他
 - 上記経費の管理については、法人の口座とは別の口座で管理するものとします。
 - なお、管理運営に必要な公共料金は、指定管理者が負担するものとします。

5 管理運営及び業務執行上の基本的条件

(1) 高齢者生きがい活動支援通所事業

ア 事業内容

「あきる野市高齢者生きがい活動支援通所事業実施要綱」に基づいて実施します。

イ 利用定員

利用定員は、次のとおりとし、利用状況によって変更ができるものとします。

(ア) 萩野センター おおむね1日24名まで

(イ) 開戸センター おおむね1日24名まで

(ウ) 五日市センター おおむね1日10名まで

ウ 休館日

(ア) 日曜日及び土曜日

(イ) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日

(ウ) 12月28日から翌年の1月4日までの日（前記(イ)に掲げる日を除く。）

※ 市長が必要と認めた場合は、変更することができるものとします。

エ サービス提供日及び利用時間

週5日、午前9時30分から午後4時まで

※ 市長が必要と認めた場合は、変更することができるものとします。

(2) 介護保険法に基づく通所介護サービス（五日市センターのみ）

ア 事業者指定

介護保険法第70条の規定による事業者指定は、指定管理者が受けることとします。

イ 利用定員

市長と指定管理者が協議の上決定するものとし、利用状況によって定員変更ができるものとします。

ウ 休館日

高齢者生きがい活動支援通所事業と同様とします。

エ サービス提供日及び利用時間

高齢者生きがい活動支援通所事業と同様とします。

(3) 一般高齢者自立支援事業、その他の事業

「あきる野市高齢者在宅サービスセンターの管理に関する協定書」に定めます。

(4) 地域支援事業による介護予防事業への協力

指定管理者は、地域包括支援センターが実施する地域支援事業による介護予防事業にできる限り協力するものとします。

(5) 地域高齢福祉の増進に関する業務

地域における高齢者福祉の拠点となるよう、施設運営に努めるものとします。

(6) センターの管理運営に係る物品

施設にある設備・備付けの物品を除き、その他必要とする物品等は、指定管理者が用意するものとします。

(7) 指定期間終了時における管理業務の円滑な引継ぎについて、事業の継続性に支障が生じないよう活動するものとします。

6 応募資格

次の各号のいずれかに該当しない市内に事務所又は事業所を置く法人とします。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4（一般競争入札の参加者資格）の規定に該当するもの
- (2) 応募書類提出時において、本市の一般競争入札の参加停止又は指名競争入札の指名停止等の措置を受けているもの
- (3) 市税、法人税、消費税等を滞納しているもの
- (4) 会社更生法、民事再生法等により、更生又は再生手続を開始している法人
- (5) 地方自治法第92条の2、第142条、第166条、第168条及び第180条の5に該当するもの
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団及び暴力団員又はそれらの利益となる活動を行うもの

7 応募方法

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間 平成19年9月5日（水）から9月11日（火）の午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜日を除く。）

イ 配布場所 あきる野市役所庁舎1階 福祉部高齢者支援課高齢者支援係
電話042-558-1111（内線2631）

※ 郵送等での配布は、行いませんのでご来庁ください。

(2) 提出書類 別紙1「提出書類一覧」のとおり（提出する書類は、A4サイズに統一）

(3) 提出部数 正本1部、副本12部

(4) 応募期間 平成19年9月21日（金）から9月28日（金）までの午前8時30分から午後5時15分まで（土曜、日曜日及び祝日を除く。）

(5) 提出先

あきる野市役所庁舎1階 福祉部高齢者支援課高齢者支援係へ提出してください。

(6) 説明会等

平成19年9月11日（火）の午後5時15分までに、別紙2「あきる野市高齢者在宅サービスセンター指定管理者説明会等参加申込書」を持参又はFAXしてください。

ア 説明会 平成19年9月12日（水） 午前10時から
あきる野市役所庁舎2階 201会議室

イ 施設見学会 平成19年9月14日（金）

(ア) 萩野センター 午前10時

(イ) 開戸センター 午後2時

(ウ) 五日市センター 午後4時

※ 説明会、施設見学会に不参加でも申請は、可能です。

(7) 質問及び回答

- ア 質問がある場合は、平成19年9月12日(水)から9月14日(金)までに、質問書を高齢者支援課高齢者支援係へ持参又はFAXしてください。(書式は、自由です。)
- イ 回答は、平成19年9月20日(木)までに回答を希望する方全員に行います。(FAX)
やむを得ない事情等により回答の送信が遅れる場合は、別途連絡します。

※電話及び窓口での口頭による質問等には、お答えできません。

(8) 応募上の注意

- ア 質問に対する回答については、この要項と同等の効力を有するものとします。
- イ 提出期間終了後における応募書類の変更及び追加はできません。ただし、本市の指示による追加書類の提出は、除きます。
- ウ 応募書類は、返却できません。

8 指定管理者の選定

(1) 選定の方法 業務内容提案審査方式

(2) 選定の基準

指定管理者の選定は、条例で定める規定に照らし、次に掲げる事項を総合的に判断して行います。

- ア センターの管理運営を安定して行うことができる実績及び能力を有していること。
- イ センターの公共性、公平性、公正性を担保できること。
- ウ センターのサービスの向上、利用者のニーズに適確に応えられる方策が優れていること。
- エ センターの効率的な運営が行われ、経費の縮減及び利潤の還元を図る方策が優れていること。
- オ 事業の達成目標の設定と実施方針が優れていること。
- カ 個人情報保護管理、危機管理を図る方策及び環境への配慮が優れていること。
- キ 地域に開かれたセンターであるとともに、地域の高齢者福祉の拠点となり得るものであること。

(3) 選考の方法

ア 書類審査等

提出された応募書類により、福祉部高齢者支援課において応募資格に関する資格審査及び書類審査を行い、その結果を全応募者に通知します。

イ 選考

書類審査等の合格者を対象として、あきる野市指定管理者選定委員会(以下「選定委員会」という。)により審査を行います。

応募書類を基にプレゼンテーション(業務内容提案)の機会を設けます。

ウ プレゼンテーション(業務内容提案)

プレゼンテーションの実施は、10月中旬を予定しています。

応募者からの説明は15分、選定委員からの質問が15分程度を予定していま

す。

説明に当たっては、パソコン・OHP等機器を使用できますので事前に申し出て下さい。

説明者は、応募法人の役員又は従業員のみが行うことができます。

応募者の出席者は、3名までとし、事前に氏名、所属、役職名を届け出てください。

なお、日時・場所等については、別途通知します。

(4) 選定委員会

選定委員会の委員は、識見を有する者・市民の代表・市の職員として、市長が委嘱又は任命した7名の委員で構成しています。

選定委員会では、提出書類、プレゼンテーションを基に総合的に審査を行います。

(5) 候補者の決定

選定委員会の審査結果の報告を受け、11月上旬に指定管理者の候補者(以下「候補者」という。)を決定し、その結果を全員に通知します。ただし、応募者の全員が指定管理者としての能力を有しないと認められる場合は、該当者なしとする場合があります。

(6) 指定管理者の決定

地方自治法第244条の2第6項の規定により、指定管理者の決定は、市議会の議決を必要とするため、平成19年あきる野市議会第4回定例会(平成19年12月予定)で、議決後に決定を行う予定です。

なお、市議会の議決が得られなかった場合や否決された場合に、候補者がセンターの事業運営に向け準備等で必要とした一切の費用については、候補者の負担となります。

9 管理協定

業務の実施に関しては、市と指定管理者双方が協議の上、事業を円滑に実施するために指定期間全体に効力を有する基本的事項を定めた基本協定と、当該事業年度における事項について、別に定める年度協定書を締結します。

10 注意事項

(1) 費用負担

応募に要する費用は、すべて応募者の負担とします。

(2) 指定管理者選考に関する情報の公表

応募団体名、評価結果、総合的な評価点、候補者として選定された団体の選定理由及び事業内容の提案概要(個人情報及び法人に係る事業運営上の地位その他の社会的な地位が損なわれると認められるものなど、非開示とするものを除く。)については、ホームページ等で公表を行います。

また、提出書類については、あきる野市情報公開条例に基づき公開請求があった場合は、あきる野市情報公開条例に定める非公開情報を除き公開します。

(3) 著作権の帰属

応募書類の著作権は、応募者に帰属します。ただし、選定に必要な場合など、市

は、提出書類の全部又は一部を無償で複製できるものとします。

(4) 虚偽記載した場合の取扱い

応募書類に虚偽記載があった場合は、失格とし選定対象から除外します。

(5) 応募の辞退

指定申請書提出後、応募を辞退する場合は、その旨を書面で提出していただきます。

(6) 指定の取消し等

地方自治法第244条の2第11項の規定により、指定管理者が本市の指示に従わないとき、その他当該指定管理者による管理を継続することを適当でないと市が認めるときは、その指定を取消し又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることがあります。

11 問い合わせ先

あきる野市福祉部高齢者支援課高齢者支援係（市役所本庁舎1階）

電 話 042-558-1111（内線2631）

FAX 042-558-1172

提出書類一覧

- 1 管理者指定申請書（別紙3）
- 2 「あきる野市高齢者在宅サービスセンター」指定管理者募集連絡先（別紙4）
- 3 事業計画書
次の各号に掲げる項目について事業計画の提案を行ってください。
なお、書式は任意ですが各項目ごとに、具体的に記載してください。
また、提出時の書類サイズは、A4版にそろえてください。
 - (1) 法人の事業運営方針について
 - (2) センターの運営に関する考えについて
 - ① 運営理念
 - ② 経営方針
 - ③ 参入意欲
 - (3) サービスセンターの管理運営について
 - ① サービスセンター事業実施計画
 - ア 事業実施の基本的事項
 - ・開館日
 - ・開館時間及びサービス提供時間
 - ・サービスエリア
 - イ 提供するサービス内容
 - ・自立支援に向けたプログラム
 - ・レクリエーションプログラム
 - ・食事
 - ・入浴
 - ・送迎
 - ウ 年間行事予定
 - ② その他の業務
 - ア 高齢者生きがい活動支援通所事業
 - イ 地域支援事業による介護予防事業への協力
- (4) 人員体制について
 - ① 職員確保及び採用計画
 - ② 職員配置及び勤務体制
 - ③ 人材育成・職員研修
 - ④ 職場内安全管理体制
- (5) 収支見込等
 - ① 5か年の事業収支見込
 - ② 管理運営準備経費の見込
 - ③ 事業運転資金及び資金調達方法
- (6) 苦情解決体制について

- (7) 第三者評価への取組について
- (8) 個人情報の保護対策及び情報公開について
- (9) 危機・安全管理体制について
- (10) 環境への配慮について
- (11) 地域の高齢者福祉拠点としての活動について
 - ① 地域の拠点としての理念・方針について
 - ② 対応できる活動内容について
 - ③ 地域の他の機関及び地域との連携について
- (12) その他応募者として特筆したい事項について

4 附属資料

- (1) 定款又は寄附行為：最新のもの
- (2) 登記事項証明書（法人等）：現在事項全部証明書（応募申込日前3か月以内のもの）
- (3) 法人等役員名簿
- (4) 法人の財務状況に関する書類
 - ① 貸借対照表（平成19年3月31日現在）
 - ② 収支計算書又は損益計算書（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで、又は平成19年3月31日現在）
 - ③ 正味財産増減計算書又は余剰金処分計算書（平成18年4月1日から平成19年3月31日まで、又は平成19年3月31日現在）
 - ④ 財産目録（平成19年3月31日現在）
 - ⑤ 監査報告書（過去3か年）

※ 事業年度の期末が3月末以外の会計期間を採用している団体は、原則として直近の事業年度期末の決算にかかわる財務諸表とします。特に必要がある内容は、別途本市から指示します。

- (5) 法人の経営状況に関する書類
 - ① 現年度の予算書
 - ② 現年度の事業計画書
 - ③ 前年度の事業報告書
- (6) 法人が現に行っている業務の概要を示す書類（平成19年4月1日現在）
 - ① 法人概要（パンフレット等添付で可）
 - ② 事業概要

以下の各事業ごと及び関連法人について、一覧表を作成し提出願います。

作成に当たっては、事業ごとに18年度決算・19年度予算、職種別従業員数を記載願います。

ア 介護保険事業

イ 高齢者保健福祉事業

ウ その他福祉事業

エ その他事業（公益法人については、収益事業含む。）

オ 関連法人

※ 書式は、任意です。

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

① 納税証明書：法人市民税、固定資産税・都市計画税などの市税に関するもの
※直近2年分を提出願います。

※非課税の場合は、非課税証明書を提出願います。

② 印鑑証明書：応募申込日前3か月以内のもの

5 応募書類作成上の注意

(1) 附属資料は、法人により該当しないものがある場合は、その旨を記載した書類を添えて提出願います。

(2) 項目ごとにインデックスを付けてください。

(3) 応募に必要な記載事項が重複する書類がある場合は、いずれか一つを提出してください。

あきる野市高齢者在宅サービスセンター
指定管理者説明会等参加申込書

法人名		
事業所名		
出席者	所属・役職名	
	氏名	
	所属・役職名	
	氏名	
連絡先		

※必要事項に をつけてください。

- ① 説明会に
参加する 参加しない
- ② 施設見学会に
参加する 参加しない
- ③ 質問の回答
希望する 希望しない

様式第1号(第3条関係)

平成 年 月 日

所在地
名 称
代表者氏名

㊟

指 定 管 理 者 指 定 申 請 書

指定管理者の指定を受けたいので、あきる野市公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例第3条の規定により下記のとおり申請します。

記

- 1 指定を受けようとする公の施設の名称
- 2 添付書類

あきる野市高齢者在宅サービスセンター
指 定 管 理 者 連 絡 先

法 人 名	
事 業 所 名	
連 絡 先	住 所 〒
	電 話
	F A X
	メー ル ア ド レ ス
担 当 者	所 属 ・ 役 職 名
	氏 名

あきる野市高齢者在宅サービスセンター施設概要

名称		萩野センター				開戸センター				五日市センター			
建設年度		平成5年度				平成5年度				平成10年度			
開設年月		平成6年4月				平成6年4月				平成11年6月			
建設総事業費		207,346千円				147,618千円				231,000千円			
所在地		あきる野市雨間533番地1				あきる野市淵上332番地1				あきる野市館谷台17番地			
敷地面積		540.74㎡				604.82㎡				1,892.26㎡			
土地所有者		あきる野市				あきる野市				あきる野市			
施設	構造	鉄筋コンクリート造 2階建				鉄骨コンクリート造 2階建				鉄筋コンクリート造 1階建			
	面積	建築面積		総床面積		建築面積		総床面積		建築面積		総床面積	
		260.910㎡		367.670㎡		291.810㎡		362.040㎡		748.695㎡		532.293㎡	
	内訳	事務室	生活指導室	調理室	食堂	事務室	ディールーム	食堂	調理室	事務室	浴室	食堂	調理室
14.760㎡		56.645㎡	28.996㎡	53.865㎡	24.550㎡	46.200㎡	29.000㎡	29.000㎡	40.107㎡	52.565㎡	82.906㎡	36.519㎡	
	ホール	介護教室	休憩室	その他	生活指導室	相談室	ボランティアルーム	その他	機能訓練	日常動作訓練	ボランティアルーム	その他	
	49.855㎡	44.940㎡	11.500㎡	107.109㎡	18.200㎡	12.280㎡	24.980㎡	177.830㎡	90.925㎡	41.453㎡	20.550㎡	167.205㎡	